

## 足利市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、足利市契約規則(昭和51年足利市規則第23号。以下「契約規則」という。)第9条第2項に規定するもののほか、郵便入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の公告等)

第2条 郵便入札により入札を執行する場合の公告は、契約規則第4条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を併せて公告するものとする。ただし、指名競争入札によるものについては、指名通知書により当該指名業者に通知するものとする。

- (1) 郵便入札の指定
- (2) 入札書を郵送するための封筒に記載する事項
- (3) 入札書の郵送方法
- (4) 入札書の到着期間
- (5) 入札書の送付先
- (6) 開札時の立会人の選定
- (7) その他必要と認める事項

(入札書等の郵送方法)

第3条 郵便入札に参加しようとする者は、入札書及び積算内訳書(以下「入札書等」という。)を当該公告に示す期間内に到着するように郵送しなければならない。なお、郵送した入札書等は、撤回又は差し替えすることはできない。

2 入札書等の郵送に当たっては、当該公告に示す事項を記載した封筒を用いることとし、郵送方法は、足利郵便局留の一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかとする。

(入札に係る費用の負担)

第4条 郵便入札に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。

(入札回数)

第5条 (削除)

(入札の辞退)

第6条 入札参加資格者は、入札を辞退することができるものとする。

2 入札を辞退する場合には、到着期限日までに辞退の届を管財課に持参し、又は第3条第2項に規定する方法により提出するものとする。

3 辞退の届には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 工事（委託）名
- (2) 開札日  
（入札の無効）

第7条 契約規則第10条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 一つの封筒に2通以上の入札書又は積算内訳書を入れた入札
- (2) 一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便以外で郵送された入札
- (3) 積算内訳書の提出が義務付けられている入札について積算内訳書が同封されていない入札
- (4) 積算内訳書の合計金額と入札書の入札金額が相違する入札
- (5) 封筒に記載された工事（委託）名と同封された入札書の仕事（委託）名が相違する入札
- (6) 封筒に工事（委託）名が記載されていない入札
- (7) 到着期間内に到着しなかった入札  
（開札）

第8条 入札書の開札は、公告又は指名通知書により指定した日時及び場所において、立会人3人を立ち会わせて執行するものとする。

（立会人の選定等）

第9条 開札時の立会人は、次により選定するものとする。

- (1) 立会人は、同一の日に開札される入札の入札参加者から選定するものとする。
- (2) 市長は、立会人を選定したときは、その者に開札立会人選任通知書（別記様式第1号）により通知するものとする。
- (3) 立会人は、複数の入札の立会人を兼務することができる。
- (4) 立会人として選定された者は、開札の立会いに協力するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。
- (5) 代理人が立ち会う場合は、立会人委任状（別記様式第2号）を提出しなければならない。

(6) 開札日において立会人が3人に満たないときは、当該入札の入札参加者から補充するものとする。それによっても3人に満たないときは、当該入札事務に関係のない職員を立会人とするものとする。

(立会人の役割)

第10条 立会人の役割は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者の確認
- (2) 封筒が開封されていないことの確認
- (3) 入札書及び積算内訳書の内容確認
- (4) 無効となる入札書の確認
- (5) 落札者及び落札金額の確認
- (6) 入札経過確認書(別記様式第3号)への署名

(くじによる落札者の決定)

第11条 市長は、落札者となるべき同価入札をした者が複数あるときは、落札者の決定を保留した上で、当該入札者に連絡を取り、別に定める日時及び場所において、くじにより落札者を決定するものとする。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札の延期等)

第12条 市長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、開札を延期、又は取り止めることができるものとする。

2 開札前に延期となった場合には、送付された郵便入札書は開封せず、改めて決定される開札日まで管財課において厳重に保管するものとする。

3 開札前に取り止めた場合には、当該入札書は開封せずに返却するものとし、開札後に取り止めとなった入札書については返却しないものとする。

(入札結果の通知等)

第13条 市長は、郵便入札により落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に通知するとともに、入札結果を足利市公式ホームページ及び管財課にて閲覧に供するものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。